



かわらばん

「令和7年」

4月



HP 朝霞 光陽 検索



令和7年度の子育て支援



与党が過半数割れをし、国民民主党との決議が決裂した結果、基礎控除額が10万円引き上げられ、給与所得者の課税最低限は123万円と明記されました。

自民党案がそのまま通過した場合の話ですが、令和7年度税制改正の大綱の概要が閣議決定されました。

その中に「子育て支援に関する政策税制」があります。令和6年度に1年間の措置として、子育て世帯の住宅ローン控除の枠が引き上げられましたが、これが1年延長されます。

令和7年12月31日までに入居する場合に延長されます。

下記のいずれかで所得が2,000万円以下の人

- ①40才未満で配偶者あり
- ②40才以上であるが配偶者が40才未満
- ③19才未満の扶養親族がいる

区分	通常	子育て特例
認定住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合	3,000万円	4,000万円

また、住宅リフォーム税制について、1年間の措置として、「子育て対応改修工事」が適用対象に追加されました。簡単に上げると、適用要件 **1** と **2** があり、

1 は改修工事を行う人の年収、年齢条件や扶養親族を有するなどの条件に当てはまる人になります。

2 は実際に該当する工事になります。

子供の事故を防止するために行う工事

です



- 1 壁または柱の出隅を子供の衝突による事故防止に資する構造のものに改良する
- 2 床仕上げ材を子供の転倒による事故の防止に資する構造に切り替える
- 3 転落防止のための手すり、戸を指の挟み込みによる事故防止に資する構造に切り替える
- 4 コンセントを開閉タイプにする。幼児の手の届かない高さにする
- 5 キッチンを対面式に切り替える。調理をしながら居室を見渡せる構造とする
- 6 窓の防音性を高める
- 7 専ら、子供の就寝、学習、学びの用に供される居室を増設する

等

詳しくは財務省HPをご確認ください。(控除額の計算方法も複雑です...。)

以上、改修工事をお考えの方は控除対象に該当するかご確認されるといいですね。

また、生命保険料控除における新生命保険料にかかる一般生命保険料控除について、1年間の措置として、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年度における控除額を最高6万円(現行:最高4万円)に引き上げられます。

営業部 沖

おもしろ建築用語 Part3

建築現場で使われる用語って独特な言い回しがあります。符丁や隠語…仲間うちだけに情報が伝わるように制限したものや、遊び心とも思えるような小粋なネーミングセンスなど、幾多有る建築用語の一部を紹介したいと思います。

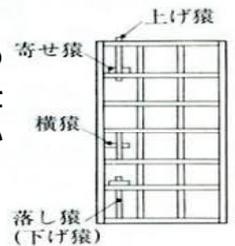
1 トラ

測量機器トランシットの略。角度を測る測量機器(三脚付)。建築現場では主に建物の直角を出す時に使用する。これが使えるだけで、職人に「監督さん」と呼ばれ一目おかれる存在になれる。(^_^)



2 サル

雨戸など板戸の戸締まりのために上棧や下棧につける細木ことで、上下に動いて戸が動かないようにする働きをする。



3 はめ殺し (はめごろし)

窓や建具などの取り付けの際に、開閉ができないように固定して取り付ける形式のこと。

英語ではfixed window(フィクスト・ウィンドウ=固定窓)。

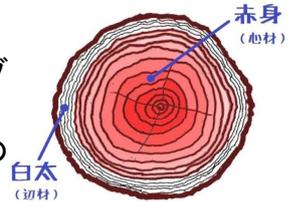
建築の図面上では窓の姿図面に「FIX(フィックス)」とだけ書くことが多いです。近年は「はめ殺し」より、ソフトな印「フィックス窓」という言い方が多いです。



4 赤身 (あかみ)

普通は、赤色の魚、肉、果物などの赤い部分を指す言葉です。お刺身などでは「マグロ」のことを「赤身」と言ったりしますね。

建築で使う場合、木材の丸太の芯材部分を指します。辺材(丸太の外側の部分の材)に比べ赤みを帯びているので、「赤身(または心材(しんざい))」と呼ばれます。



5 鼻タレ

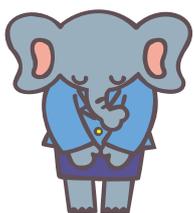
風邪をひいたときや花粉症の季節に鼻水がたれてくることではありません!

建築では、コンクリートやモルタルの表面部分に浮き出る白い粉状のものを指します。これは「白華(はっか)エフロレッセンス」という現象を言います。

白華現象=鼻たれは、コンクリート打ち放しの壁やレンガ仕上げ、そしてコンクリート造やモルタル仕上げの擁壁などでも見かけます。



リフォーム事業部 松岡



お知らせ

ゴールデンウィーク休業

誠に勝手ながら、

5月3日(土) ~ 5月7日(水)

は、お休みを頂きます。(※)

5/8(木)からは、平常営業とさせていただきますので、宜しくお願い致します。



株式会社光陽

〒351-0022

埼玉県朝霞市東弁財1丁目7番30号

TEL 048-465-1151 (代表)

● 瓦版委員：沖、鹿江、坂下

松岡、村山、霧島、牧之瀬

● 発行日：令和7年 4月 1日

● 休業日・夜間緊急受付連絡先

(株)パイオニアコミュニティー

TEL 048-476-0260